

議案第 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年(2016年)11月 日提出

宝塚市長 中川 智子

1 放棄する権利の内容

市が相手方に対して有する、神戸地方裁判所平成25年(ワ)第1027号国家賠償請求事件に係る訴訟費用の支払請求権

2 相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

議案第 号

権利の放棄について

1 事件の概要

原告は、宝塚市福祉事務所にに対し、平成14年12月12日及び平成15年6月20日に生活保護申請を行おうとしたにもかかわらず、宝塚市福祉事務所長は、自動車を処分しなければ保護を受けることができない等の誤った教示を行い、生活保護申請権を侵害したことなどにより、平成同年10月2日付けで生活保護が開始されるまで保護費を受給することができなかった。このことによって生じた損害として、(1)に記載する額の支払いを求めるもの。

また、生活保護が開始された後も、自動車を処分せず保有することができる場合であるにもかかわらず、福祉事務所長から自動車を処分しなければ保護を廃止する旨の誤った教示又は指導指示を受けたことにより、自己の意思に反して自動車の処分を強いられた。また、原告に対しては医療扶助としての通院移送費の支給が必須であったことが明白であったにもかかわらず、福祉事務所長が職権による調査、保護変更を行わず、通院移送費に関する教示を行わなかったため、通院移送費が支給されなかった。このことによって生じた損害として(2)に記載する額の支払いを求めるもの。

(1) 生活保護費に係る支払請求

生活保護申請に関する損害126万円3645円(1月当たり14万405円の9月分)、慰謝料25万円、弁護士費用15万円を合算した166万3645円及びこれに対する平成14年12月12日から支払済みまで年5分の割合による金員

(2) 通院移送費に係る支払請求

通院移送費申請に関する損害110万1506円、慰謝料25万円、弁護士費用15万円を合算した150万1506円及びこれに対する平成20年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員

その後、平成26年2月19日付けで訴え変更申立書により、通院移送費については、110万1506円から、原告宅近くの駐車場に自動車が駐車されなくなった平成19年6月1日から平成20年3月末までの通院費相当額21万4208円に請求が縮減された。

原審については平成27年2月13日に判決が言い渡され、原告の本市に対する請求は棄却され、訴訟費用は原告らの負担とされ、原告が平成27年6月29日付けで控訴を取り下げたことにより、本判決が確定しました。

2 当事者

(1) 原告

(2) 被告 宝塚市

3 原審判決主文

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

資料1 判決の概要

1 判決概要

(1) 本件訴訟の争点について

本件の争点は、①平成14年12月12日及び平成15年6月20日の被告による原告の生活保護申請権の侵害行為又は当該申請に対する審査・応諾義務違反行為の有無、②通院移送費不支給の違法性、③損害の有無及びその額、並びに④消滅時効の成否である。

仮に、被告が主張する消滅時効の抗弁が認められれば、原告の主張する国家賠償請求が認められても、本件請求は理由がないことになるため、①から③までについて判断を行わず、④消滅時効に関して判断するものとする。

(2) ①生活保護申請権の侵害行為等に係る国家賠償請求権については、次のように判断された。

平成14年12月12日及び平成15年6月20日に原告が被告福祉事務所に対してした行為により生活保護申請の明確な意思を表明したとは認められず、電話相談をした事実をもって、生活保護の申請行為と解することはできない。仮に、原告の行為が被告福祉事務所に対する生活保護の申請行為に当たり、被告福祉事務所による誤った教示がなされたことから受給が開始されなかったものであると解したとしても、原告は、平成15年10月16日の本件保護開始決定により、それ以前に生活保護を受給できていなかったことを認識していたはずであり、生活保護申請権等の侵害に係る国家賠償請求権は、遅くとも本件保護開始決定から3年後である平成18年6月20日の経過をもって、時効により消滅したものと認められる。

(3) ②通院移送費の不支給に係る国家賠償請求権については、次のように判断された。

原告は、平成21年1月23日、被告福祉事務所職員から通院移送費の認定条件等の説明を受け、同年5月11日付けで、実際に一部の病院について通院移送費に関する保護変更決定を受けたのであるから、遅くとも同変更決定を受けた同日には、原告が通院移送費の支給を受けることができたのに、被告福祉事務所の不作為により、これが支給されていないことを現実に認識していたと認められるため、同日から3年を経過した平成

24年5月11日をもって消滅時効が完成するというべきである。

2 控訴審における審議状況

口頭弁論に先立つ進行協議において、被告から生活保護行政の取組状況を示した文書を原告に提示し、その内容で納得できれば原告が控訴を取り下げてはどうか、との提案が裁判所からありました。

被告から代理人名で文書を裁判所に提出し、その内容を受けて原告が平成27年6月29日付けで控訴の取下げを行ったため、本件訴訟は終結しました。

資料2 民事訴訟における訴訟費用の算定について

1 民事訴訟における訴訟費用負担に関する原則

民事訴訟法第61条において、訴訟費用の敗訴者負担の原則が定められています。

2 負担を求めることができる訴訟費用の範囲

民事訴訟費用等に関する法律に基づき、敗訴者に負担を求めることができる訴訟費用の範囲が定められており民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）に基づき計算されます。

(1) 訴訟申立てに係る手数料

訴訟の目的の価額に応じて算定されます。

(2) 予納する郵便切手代

裁判所から適宜予納することを求められます。

(3) 訴訟期日に出頭した場合の旅費及び日当

ア 旅費 当事者の住所地を管轄する簡易裁判所と、出頭した裁判所の住所地を管轄する簡易裁判所の距離に基づいて計算されます。

例えば、距離が20kmの場合、1日当たり300円 + (20km - 10km) × 30円 = 600円で計算されます。

イ 日当 1日当たり3,950円で計算されます。

(4) 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類の作成及び提出の費用

1,500円を基本額として、①訴状や準備書面、②書証の写しの提出数に応じて加算されます。例えば、①が10通、②が35通の場合は、それぞれで1,000円が加算されて、合計3,500円となります。

(5) その他訴訟手続で発生する各種費用

各種費用の額に基づいて計算されます。

★ 代理人弁護士に支払う着手金及び報酬は、相手方に請求できる訴訟費用の中には含まれません。損害賠償請求事件においては、原告の請求の中に、事件に必要となる弁護士費用が含まれるため、請求が認められれば、被告が負担することとなります。

被告が、自らに発生した弁護士費用を原告に請求することはできません。

資料3 訴訟費用計算書

神戸地方裁判所 平成25年(ワ)第1027号 国家賠償請求事件
原告 [REDACTED]
被告 宝塚市

計 算 書

1. 書類の作成及び提出費用 3,500円

(内訳)

基本額 1,500円

加算額 2,000円

答弁書 平成25年9月5日付け

準備書面 第1準備書面 平成25年12月13日付け

第2準備書面 平成26年4月16日付け

第3準備書面 平成26年6月9日付け

第4準備書面 平成26年10月29日付

第5準備書面 平成26年12月19日付

証 拠 平成25年 9月 5日付 乙第1号証
乙第2号証
乙第3号証
平成25年12月4日付 乙第4号証
乙第5号証
乙第6号証
平成25年12月13日付 乙第7号証
乙第8号証
乙第9号証
平成26年 4月16日付 乙第10号証
乙第11号証
乙第12号証
平成26年 6月 9日付 乙第13号証
平成26年11月13日付 乙第14号証
乙第15号証
平成26年12月 3日付 乙第16号証
乙第17号証
平成26年12月19日付 乙第18号証

2. 口頭弁論期日出頭日当 39,500円

(内訳)

第1回 平成25年 9月10日 代理人 3,950円
第2回 平成25年10月29日 代理人 3,950円
第3回 平成25年12月17日 代理人 3,950円
第4回 平成26年 2月24日 代理人 3,950円
第5回 平成26年 4月28日 代理人 3,950円

第6回	平成26年	6月16日	代理人	3,950円
第7回	平成26年	8月22日	代理人	3,950円
第8回	平成26年	10月10日	代理人	3,950円
第9回	平成26年	11月17日	代理人	3,950円
第10回	平成26年	12月22日	代理人	3,950円

3 口頭弁論期日出頭旅費 9,000円

(内訳)

第1回	平成25年	9月10日	代理人	900円
第2回	平成25年	10月29日	代理人	900円
第3回	平成25年	12月17日	代理人	900円
第4回	平成26年	2月24日	代理人	900円
第5回	平成26年	4月28日	代理人	900円
第6回	平成26年	6月16日	代理人	900円
第7回	平成26年	8月22日	代理人	900円
第8回	平成26年	10月10日	代理人	900円
第9回	平成26年	11月17日	代理人	900円
第10回	平成26年	12月22日	代理人	900円

4 訴訟費用額確定処分正本送達郵便切手代 1,174円

5 1から4までの合計 53,174円

6 その他

控訴事件は取下げで終了したため、訴訟費用等は双方の負担となる。

旅費の積算根拠

根拠法令 民事訴訟費用等に関する規則第2条第1項第1号

- (1) 当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所
→ 本市代理人弁護士である青海弁護士の事務所の所在地が大阪市中央区北浜2丁目3番9号であるため、大阪簡易裁判所が管轄裁判所となる。
大阪簡易裁判所の住所地は、大阪府大阪市北区西天満2丁目1番10号である。
- (2) 出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所
→ 出頭した場所である兵庫県神戸市中央区橋通2丁目2番1号(神戸地方裁判所)を管轄する簡易裁判所は神戸簡易裁判所である。
場所は兵庫県神戸市中央区橋通2丁目2番1号である。
- (3) 上記(1)と(2)との距離は、約30kmであるため、1回の出頭につき、
 $300円 + 30円 \times 20 = 900円$ となる。

